

5. 制度の安定性・持続可能性の確保

改定事項
(1) 評価の適正化・重点化
(2) 報酬体系の簡素化

5.(1)評価の適正化・重点化

改定事項

- ① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ② 夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し
- ③ 訪問看護の機能強化
- ④ 長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化
- ⑤ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化
- ⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものの取扱いの明確化
- ⑦ 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し
- ⑧ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ⑨ 介護医療院の移行定着支援加算の廃止
- ⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑪ 生活援助の訪問回数の多い利用者等のケアプランの検証
- ⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

5.(1)① 同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の 計算方法の適正化

概要

【通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 訪問系サービスの同一建物減算適用時の区分支給限度基準額に関する取扱いを参考に、通所系サービス、多機能系サービスについて、以下の対応を行う。

<同一建物減算等>

- ・ 通所系サービス、多機能系サービスの同一建物減算等の適用を受ける利用者の区分支給限度基準額の管理については、当該減算を受ける者と受けない者との公平性の観点から、減算の適用前（同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合）の単位数を用いることとする。【告示改正】

<規模別の基本報酬>

- ・ 通所介護、通所リハビリテーションの、大規模型を利用する者の区分支給限度基準額の管理については、通常規模型を利用する者との公平性の観点から、通常規模型の単位数を用いることとする。【告示改正】

（参考）【平成30年度介護報酬改定】集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等

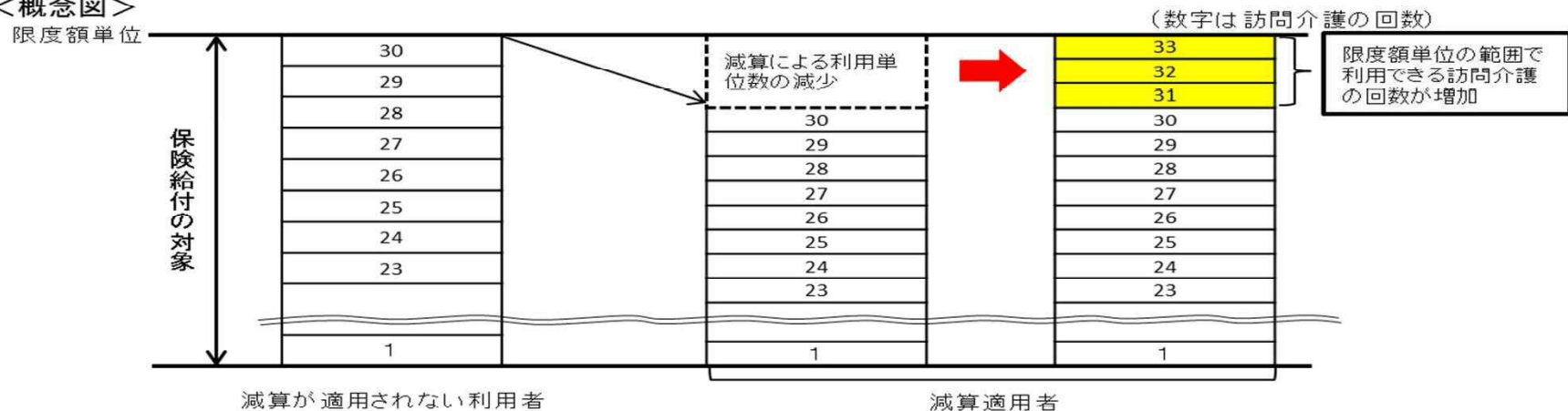
○ 集合住宅居住者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いることとする。

（参考）有料老人ホーム等の入居者が利用する訪問介護に係る介護給付費の算定について（抜粋）
（平成29年10月19日付 会計検査院による意見表示）

<会計検査院が表示する意見（抜粋）>

- 介護給付費の算定に当たり、限度額の設定方法及び同一建物減算の趣旨を踏まえて保険給付の公平性が確保されるようにするために、同一建物減算の適用の有無により介護保険として利用できる訪問介護の回数に差が生ずることのないようにするための措置を講ずるよう意見を表示する。

<概念図>



5.(1)② 夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し

概要

【夜間対応型訪問介護】

- 定額のオペレーションサービス部分（基本夜間対応型訪問介護費）と出来高の訪問サービス部分（定期巡回サービス費及び随時訪問サービス費）で構成される夜間対応型訪問介護費（Ⅰ）について、月に一度も訪問サービスを受けていない利用者が存在するなどの給付実態を踏まえて、定額オペレーションサービス部分の評価の適正化を行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >

○夜間対応型訪問介護（Ⅰ） 【定額】 + 【出来高】

【定額】

基本夜間対応型訪問介護費
（オペレーションサービス部分）

1,013単位／月

見直し

【出来高】

定期巡回サービス費
（訪問サービス部分）

379単位／回

随時訪問サービス費（Ⅰ）
（訪問サービス部分）

578単位／回

随時訪問サービス費（Ⅱ）
（訪問サービス部分）

778単位／回

夜間対応型訪問介護（Ⅱ） 【包括報酬】

2,751単位／月

5.(1)③ 訪問看護の機能強化

概要

【訪問看護★】

- 訪問看護の機能強化を図る観点から、理学療法士等によるサービス提供の状況や他の介護サービス等との役割分担も踏まえて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が行う訪問看護や介護予防訪問看護について評価や提供回数等の見直しを行う。【告示改正】

单位数

- 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問の場合（1回につき）

<現行>

 $\Rightarrow$

<改定後>

297單位

293單位

(介護予防)

287 單位

283 単位

- 1日に2回を超えて指定介護予防訪問看護を行った場合の評価

<現行>

 $\Rightarrow$

<改定後>

1回につき100分の90に
相当する単位数を算定

1回につき100分の50に
相当する単位数を算定

利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算する(新設)

算定要件等

- 理学療法士等が行う訪問看護については、その実施した内容を訪問看護報告書に添付することとする。
- 対象者の範囲
理学療法士等が行う訪問看護については、訪問リハビリテーションと同様に「通所リハビリテーションのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合」を追加。

5.(1)④ 長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化

概要

【介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション】

- 近年の受給者数や利用期間及び利用者のADL等を踏まえ、適切なサービス提供とする観点から、介護予防サービスにおけるリハビリテーションについて、利用開始から一定期間が経過した後の評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

【介護予防訪問リハビリテーション】

<現行>	<改定後>
なし	⇒ 利用開始日の属する月から12月超 5単位／回減算（新設）

【介護予防通所リハビリテーション】

<現行>	<改定後>
なし	⇒ 利用開始日の属する月から12月超
	要支援1の場合 20単位／月減算（新設）
	要支援2の場合 40単位／月減算（新設）

5.(1)⑤ 事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化

概要

【訪問リハビリテーション★】

- 訪問リハビリテーションについて、リハビリテーション計画の作成にあたって事業所医師が診療せずに「適切な研修の修了等」をした事業所外の医師が診療等した場合に適正化（減算）した単位数で評価を行う診療未実施減算について、事業所の医師の関与を進める観点から、以下の見直しを行う。【告示、通知改正】
 - ・ 事業所外の医師に求められる「適切な研修の修了等」について、令和3年3月31日までとされている適用猶予措置期間を3年間延長する。
 - ・ 未実施減算の単位数の見直しを行う。

単位数

事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合	
＜現行＞	＜改定後＞
20単位／回減算	⇒ 50単位／回減算

算定要件等

- 事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合には、例外として以下を要件とし、訪問リハビリテーションを提供できることとされているが、要件にある「適切な研修の修了等」について、適用猶予措置期間を令和6年3月31日まで延長。
 - ・ 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の利用者が当該事業所とは別の医療機関の医師による計画的な医学的管理を受けている場合であって、当該事業所の医師が、計画的な医学的管理を行っている医師から、当該利用者に関する情報の提供を受けていること
 - ・ 当該計画的な医学的管理を行っている医師が適切な研修の修了等をしていること。
 - ・ 当該情報の提供を受けた指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の医師が、当該情報を踏まえ、リハビリテーション計画を作成すること。

5.(1)⑥ 居宅療養管理指導における通院が困難なものの取扱いの明確化

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、在宅の利用者であって通院が困難なものに対して行うサービスであることを踏まえ、適切なサービスの提供を進める観点から、診療報酬の例を参考に、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、これらの者については算定できないことを明確化する。【通知改正】

算定要件等

- 以下を明確化する。
 - ・ 居宅療養管理指導は、定期的に訪問して管理・指導を行った場合の評価であり、継続的な管理・指導の必要のない者や通院が可能な者に対して安易に算定してはならず、例えば、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、居宅療養管理指導費は算定できないこと。

5.(1)⑦ 居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し

概要

【居宅療養管理指導★】

- 居宅療養管理指導について、サービス提供の状況や移動時間、滞在時間等の効率性を勘案し、より実態を踏まえた評価とする観点から、単一建物居住者の人数に応じた評価について見直しを行う。【告示改正】

単位数

○医師が行う場合

<現行>

(1)居宅療養管理指導(Ⅰ)(Ⅱ以外の場合に算定)

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位

(2)居宅療養管理指導(Ⅱ)(在宅時医学総合管理料等を算定する利用者を対象とする場合に算定)

単一建物居住者が1人 295単位
単一建物居住者が2～9人 285単位
単一建物居住者が10人以上 261単位

○歯科医師が行う場合

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位

○薬剤師が行う場合

(1)病院又は診療所の薬剤師

単一建物居住者が1人 560単位
単一建物居住者が2～9人 415単位
単一建物居住者が10人以上 379単位

(2)薬局の薬剤師

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 377単位
単一建物居住者が10人以上 345単位

○管理栄養士が行う場合

単一建物居住者が1人 539単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位

○歯科衛生士が行う場合

単一建物居住者が1人 356単位
単一建物居住者が2～9人 324単位
単一建物居住者が10人以上 296単位

見直し

5.(1)⑧ 介護療養型医療施設の基本報酬の見直し

概要

【介護療養型医療施設】

- 介護療養型医療施設（老人性認知症疾患療養病棟を除く）について、令和5年度末の廃止期限までに介護医療院への移行等を進める観点から、令和2年度診療報酬改定における医療療養病床に係る評価の見直しも踏まえ、基本報酬の見直しを行う。【告示改正】

単位数

基本報酬（療養型介護療養施設サービス費）（多床室、看護6:1・介護4:1の場合）（単位／日）
 <現行> <改定後>

	療養機能 強化型 A	療養機能 強化型 B	その他
要介護 1	783	770	749
要介護 2	891	878	853
要介護 3	1,126	1,108	1,077
要介護 4	1,225	1,206	1,173
要介護 5	1,315	1,295	1,258

⇒

	療養機能 強化型 A	療養機能 強化型 B	その他
要介護 1	717	705	686
要介護 2	815	803	781
要介護 3	1,026	1,010	982
要介護 4	1,117	1,099	1,070
要介護 5	1,198	1,180	1,146

5.(1)⑨ 介護医療院の移行定着支援加算の廃止

概要

【介護医療院】

- 介護医療院の移行定着支援加算について、介護医療院の開設状況を踏まえて、廃止する。

単位数

< 現行 > 移行定着支援加算 93単位／日 (※ 1 年間に限り算定)	⇒	< 改定後 > 廃止
--	---	---------------

5.(1)⑩ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

概要

【訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護★、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護職員処遇改善加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）について、上位区分の算定が進んでいることを踏まえ、廃止する。その際、令和3年3月末時点で同加算を算定している介護サービス事業者については、1年の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】

処遇改善加算の区分	↑ H29年度 + 1万円相当 ↑ H27年度 + 1.2万円相当 廃止				
	加算（Ⅰ） 月額3.7万円相当	加算（Ⅱ） 月額2.7万円相当	加算（Ⅲ） 月額1.5万円相当	加算（Ⅳ） 加算（Ⅲ）×0.9	加算（Ⅴ） 加算（Ⅲ）×0.8
	キャリアパス要件			① or ②	いずれも満たさない
	① + ② + ③ +	① + ② +	① or ② +	① or ② or	
	職場環境等要件				
取得率	79.5%	7.2%	5.4%	0.2%	0.3%

<キャリアパス要件>

※就業規則等の明確な書面での整備・全ての介護職員への周知を含む。

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保すること
- ③経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること

<職場環境等要件>

- 賃金改善を除く、職場環境等の改善

5. (1)⑪ 生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証

概要

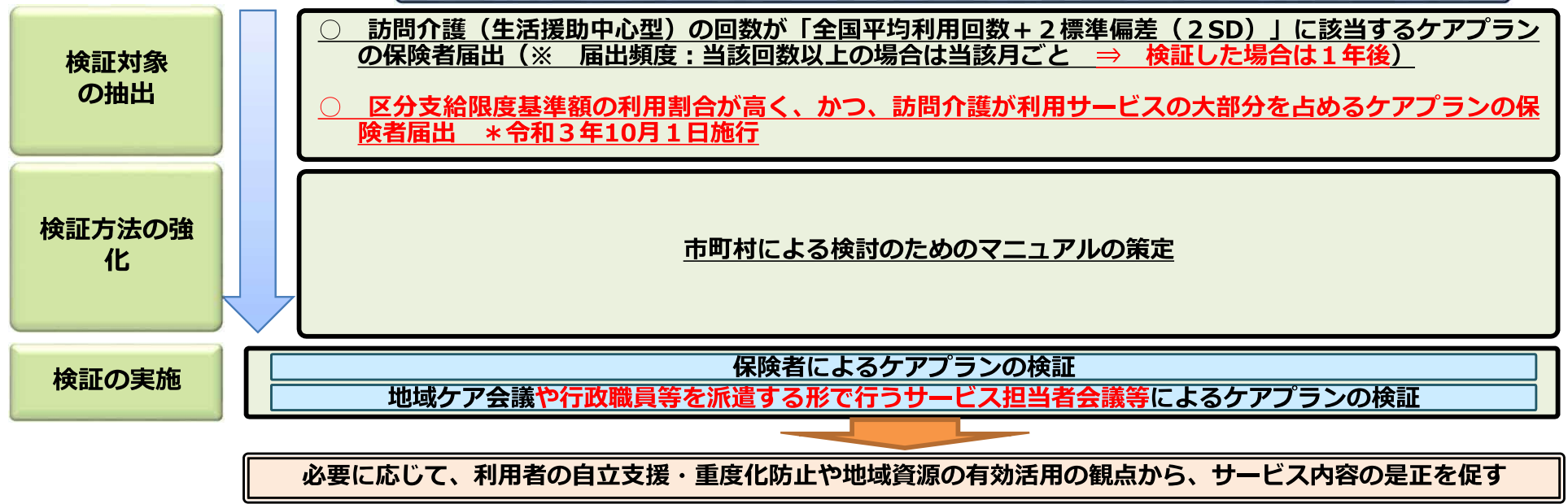
【居宅介護支援】

- 平成30年度介護報酬改定において導入された生活援助の訪問回数が多い利用者のケアプランの検証の仕組みについて、実施の状況や効果を踏まえて、ケアマネジャーや市町村の事務負担にも配慮して、届出のあったケアプランの検証や届出頻度について、以下の見直しを行う。【通知改正】
 - ・ 検証の仕方について、地域ケア会議のみならず、行政職員やリハビリテーション専門職を派遣する形で行うサービス担当者会議等での対応を可能とする
 - ・ 届出頻度について、検証したケアプランの次回の届出は1年後とする
- より利用者の意向や状態像に合った訪問介護の提供につなげることでできるケアプランの作成に資するよう、検証方法として効率的で訪問介護サービスの利用制限につながらない仕組みが求められていることを踏まえ、区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護が利用サービスの大部分を占める等のケアプランを作成する居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証の仕組みを導入する。【省令改正】（効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行）

R3.1.13 諮問・答申済

※ 赤字部分：令和3年度見直し分

【イメージ図】



5.(1)⑫ サービス付き高齢者向け住宅等における 適正なサービス提供の確保

概要

【ア：訪問系サービス★（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス★（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★を除く）、福祉用具貸与★ イ：居宅介護支援】

○ サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供を確保する観点から、以下の対応を行う。

一部R3.1.13諮問・答申済

ア 訪問系サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護を除く）、通所系サービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護を除く）及び福祉用具貸与について、事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービス提供を行うよう努めることとする【省令改正】。また、事業所を市町村等が指定する際に、例えば、当該事業所の利用者のうち一定割合以上を当該事業所に併設する集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の条件を付することは差し支えないことを明確化する【通知改正】。

イ 同一のサービス付き高齢者向け住宅等に居住する者のケアプランについて、区分支給限度基準額の利用割合が高い者が多い場合に、併設事業所の特定を行いつつ、当該ケアプランを作成する居宅介護支援事業者を事業所単位で抽出するなどの点検・検証を行うとともに、サービス付き高齢者向け住宅等における家賃の確認や利用者のケアプランの確認を行うことなどを通じて、介護保険サービスが入居者の自立支援等につながっているかの観点も考慮しながら、指導監督権限を持つ自治体による更なる指導の徹底を図る。
(居宅介護支援事業所を事業所単位で抽出するなどの点検・検証については、効率的な点検・検証の仕組みの周知期間の確保等のため、10月から施行)

5.(2)報酬体系の簡素化

改定事項

- ① 療養通所介護の報酬体系の見直し
- ② 居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

5.(2)① 療養通所介護の報酬体系の見直し

概要

【療養通所介護】

- 療養通所介護について、医療と介護の両方のニーズを持つ中重度の要介護者の状態やニーズに合わせた柔軟なサービス提供を図る観点から、日単位の報酬体系から、月単位の包括報酬とする見直しを行う。【告示改正】

単位数

<現行>

(基本報酬)

(1) 3 時間以上 6 時間未満/回
1,012 単位

⇒

<改定後>

12,691 単位/月

※入浴介助を行わない場合は、所定単位数の95/100、
※サービス提供量が過少（月4回以下）である場合は、
所定単位数の70/100

(2) 6 時間以上 8 時間未満/回
1,519 単位

(加算)

個別送迎体制加算 210単位/日 ⇒ 廃止
入浴介助体制強化加算 60単位/日

5.(2)② 居宅介護支援における (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止

概要

【居宅介護支援★】

- (看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算について、報酬体系の簡素化の観点から、算定実績を踏まえて、廃止する。

単位数

<現行>			<改定後>
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月	⇒	廃止
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月		
介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位／月		

6. その他

改定事項

- ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ② 高齢者虐待防止の推進
- ③ 基準費用額の見直し
- ④ 地域区分

6. ① 介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

- 介護保険施設における事故発生の防止と発生時の適切な対応を推進する観点から、基準の見直し等を行う。【省令改正、告示改正、通知改正】 **一部R3.1.13諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）における、事故の発生又は再発を防止するために講じなければならない措置として、以下のとおり追加
- | | |
|--|---|
| <p>＜現行＞</p> <p>イ 事故発生防止のための指針の整備</p> <p>ロ 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策に従業者に周知徹底する体制の整備</p> <p>ハ 事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修の定期的な実施</p> | <p>＜改定後＞</p> <p>⇒ イ～ハ 変更なし</p> <p>ニ イからハの措置を適切に実施するための担当者設置（6ヶ月の経過措置期間を設ける）</p> |
|--|---|

単位数

- | | |
|---------------------------------|--|
| <p>＜現行＞</p> <p>なし</p> <p>なし</p> | <p>＜改定後＞</p> <p>⇒ 安全管理体制未実施減算 5単位／日 （新設） ※6ヶ月の経過措置期間を設ける</p> <p>⇒ 安全対策体制加算 20単位（入所時に1回） （新設）</p> |
|---------------------------------|--|

算定要件等

- ＜安全管理体制未実施減算＞
- 運営基準における事故の発生又は再発を防止するための措置が講じられていない場合
- ＜安全対策体制加算＞
- 外部の研修を受けた担当者が配置され、施設内に安全対策部門を設置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されていること。

※ 将来的な事故報告の標準化による情報蓄積と有効活用等の検討に資するため、国で報告様式を作成し周知する。158

6. ② 高齢者虐待防止の推進

概要

【全サービス★】

- 全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務づける。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】 **R3.1.13 諮問・答申済**

基準

- 運営基準（省令）に以下を規定
- ・ 入所者・利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない旨を規定。
 - ・ 運営規程に定めておかなければならない事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加。
 - ・ 虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない旨を規定。
 - － 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
 - － 虐待の防止のための指針を整備すること
 - － 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること
 - － 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（※ 3年の経過措置期間を設ける。）

6. ③ 基準費用額の見直し

概要

【介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★】

- 介護保険施設における食費の基準費用額について、令和2年度介護事業経営実態調査結果から算出した介護保険施設の食費の平均的な費用の額との差の状況を踏まえ、利用者負担への影響も勘案しつつ、必要な対応を行う。
【告示改正】

基準費用額（食費）（日額）

< 現行 >

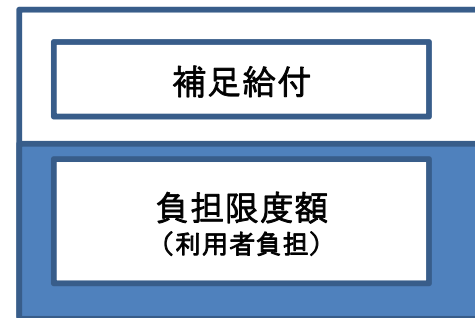
1, 3 9 2 円／日

⇒

< 改定後 > ※令和3年8月施行

1, 4 4 5 円／日（+ 5 3 円）

《参考：現行の仕組み》※ 利用者負担段階については、令和3年8月から見直し予定



基準費用額

負担軽減の対象となる者

利用者負担段階	主な対象者	
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。）全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者	かつ、預貯金等が単身で1,000万円（夫婦で2,000万円）以下
第2段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、年金収入金額（※）＋合計所得金額が80万円以下	
第3段階	・世帯全員が市町村民税非課税であって、第2段階該当者以外	
第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	

基準額

⇒食費・居住費の提供に必要な額

補足給付

⇒基準費用額から負担限度額を除いた額

※ 平成28年8月以降は、非課税年金も含む。

《参考：現行の基準費用額（食費のみ）》

	基準費用額 （日額（月額））	負担限度額（日額（月額））		
		第1段階	第2段階	第3段階
食費	1,392円（4.2万円）	300円（0.9万円）	390円（1.2万円）	650円（2.0万円）

6. ④ 地域区分

概要

【原則】 公務員（国家・地方）の地域手当の設定に準拠する。

【特例】 ①又は②の場合は、隣接地域の地域区分のうち一番低い区分までの範囲で、見直すことを認める。【告示改正】

① 高い地域区分の地域に全て囲まれている場合

※ 低い級地に囲まれている場合の引き下げも可能

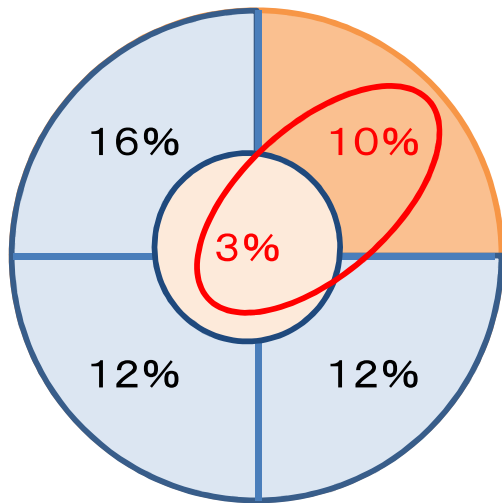
② 公務員の地域手当の設定がない(0%)地域であって、当該地域よりも高い地域区分の地域が複数隣接しており、かつ、その中に4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合

※ 引き下げは、地域手当の設定がある地域も可能

{ ※ 同一都道府県内で隣接する地域の状況に基づき判断

※ 平成27年度に設けられた経過措置（保険者の判断により、平成27年度～29年度の地域区分の設定値から最終的な設定値までの範囲内で設定可能とするもの）は、令和5年度末まで延長

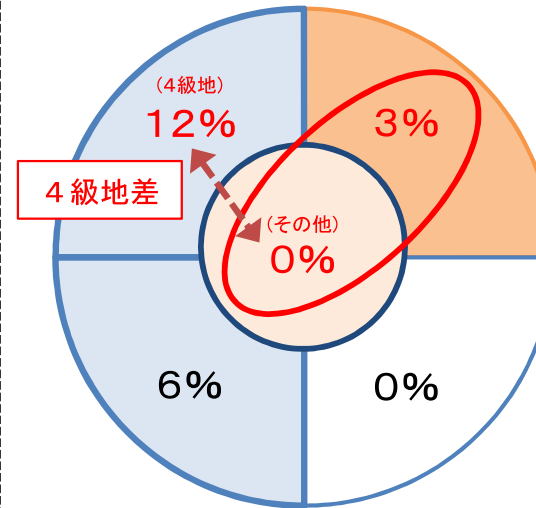
【①に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、
一番低い区分までの範囲で
選択可能

→ 6%又は10%を選択可

【②に該当する事例】



○特例
隣接地域の地域区分のうち、
一番低い区分までの範囲で
選択可能

→ 3%を選択可

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他				
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%				
地域	東京都 特別区	東京都 町田市 狛江市 多摩市 神奈川県 横浜市 川崎市 大阪府 大阪市	埼玉県 さいたま市 千葉県 千葉市 東京都 八王子市 武蔵野市 三鷹市 青梅市 府中市 調布市 小金井市 小平市 日野市 東村山市(4) 国分寺市 国立市 清瀬市(4) ※ 東久留米市(5) 稲城市 西東京市 神奈川県 鎌倉市 愛知県 名古屋 大阪府 守口市 大東市 門真市 四條畷市 兵庫県 西宮市 芦屋市 宝塚市	茨城県 牛久市 埼玉県 朝霞市 志木市(5) 和光市(5) 千葉県 船橋市 成田市 習志野市 浦安市 東京都 立川市 昭島市 東大和市 神奈川県 相模原市 藤沢市 逗子市 厚木市 海老名市(5) 愛知県 刈谷市(5) 豊田市(5) 大阪府 豊中市 池田市 吹田市 高槻市 寝屋川市 箕面市 兵庫県 神戸市	茨城県 水戸市 日立市 龍ヶ崎市 取手市 つくば市 守谷市 埼玉県 新座市 ふじみ野市 千葉県 市川市 松戸市 佐倉市 市原市 八千代市 四街道市 印西市 ※ 栄町(6) 東京都 福生市(6) あきる野市 日の出町 神奈川県 横須賀市 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 大和市 伊勢原市 座間市 綾瀬市 寒川町 愛川町 愛知県 みよし市(6) 滋賀県 大津市 草津市 栗東市(6) 京都府 京都市 大阪府 堺市 枚方市 茨木市 八尾市 松原市 摂津市 高石市 東大阪市 交野市 兵庫県 尼崎市 伊丹市 川西市 三田市 広島県 広島市 府中町 福岡県 福岡市 春日市(6)	宮城県 仙台市 多賀城市(他) 茨城県 土浦市 古河市 利根町 栃木県 宇都宮市 下野市 野木町 群馬県 高崎市 埼玉県 川越市 川口市 行田市 所沢市 飯能市(7) 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 吉川市 白岡市 伊奈町 三芳町 宮代町 杉戸町 松伏町 千葉県 野田市 茂原市 柏市 流山市 我孫子市 鎌ヶ谷市 袖ヶ浦市 白井市 酒々井町	東京都 武蔵村山市 岸和田市 泉大津市 貝塚市 泉佐野市 富田林市 河内長野市 和泉市 柏原市 羽曳野市 藤井寺市 泉南市 大阪狭山市 阪南市 島本町 豊能町 能勢町 忠岡町 熊取町 田尻町 岬町 太子町 河南町 千早赤阪村 明石市 猪名川町 奈良市 大和高田市 大和郡山市 生駒市 和歌山県 和歌山市 橋本市 福岡県 大野城市 太宰府市 福津市 糸島市 那珂川市 粕屋町 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 彦根市 守山市 甲賀市 京都府 宇治市 亀岡市 向日市 長岡京市 八幡市 京田辺市 木津川市 精華町	北海道 札幌市 茨城県 結城市 下妻市 常総市 笠間市 ひたちなか市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 つくばみらい市 大洗町 阿見町 河内町 八千代町 五霞町 境町 栃木県 栃木市 鹿沼市 日光市 小山市 真岡市 大田原市 さくら市 壬生町 群馬県 前橋市 伊勢崎市 太田市 渋川市 玉村町 埼玉県 熊谷市 深谷市 日高市 毛呂山町 越生町 滑川町 川島町 吉見町 鳩山町 寄居町 千葉県 木更津市 東金市 君津市 富津市 八街市 ※※ 富里市(他) 山武市 大網白里市 長柄町 長南町 神奈川県 ※※ 山北町(他) 箱根町	新潟県 新潟市 富山県 富山市 石川県 金沢市 内灘町 福井県 福井市 山梨県 甲府市 長野県 長野市 松本市 塩尻市 大垣市 多治見市 各務原市 可児市 静岡県 浜松市 沼津市 三島市 富士宮市 島田市 富士市 磐田市 焼津市 掛川市 藤枝市 御殿場市 袋井市 裾野市 函南町 清水町 長泉町 野洲市 川根本町 森町 三重県 津市 四日市市 桑名市 鈴鹿市 亀山市 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 ※ 高島市(他) 東近江市 ※ 日野町(他) 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	愛知県 豊橋市 一宮市 半田市 豊川市 蒲郡市 犬山市 常滑市 江南市 小牧市 新城市 東海市 大府市 知多市 尾張旭市 高浜市 岩倉市 田原市 大口町 扶桑町 阿久比町 東浦町 幸田町 設楽町 東栄町 豊根村 名張市 いなべ市 伊賀市 木曽岬町 東員町 菰野町 朝日町 川越町 滋賀県 長浜市 野洲市 湖南市 ※ 高島市(他) 東近江市 ※ 日野町(他) 京都府 城陽市 大山崎町 久御山町 兵庫県 姫路市 加古川市 三木市 高砂市 稲美町 播磨町	奈良県 天理市 橿原市 桜井市 御所市 香芝市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曽爾村 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 岡山県 岡山市 広島県 東広島市 廿日市市 海田町 坂町 山口県 周南市 徳島県 徳島市 香川県 高松市 福岡県 北九州市 飯塚市 筑紫野市 古賀市 長崎県 長崎市	その他の地域
地域数	23	6	27(24)	25(22)	51(52)	140(137)	166(169)	1303(1308)				

※ この表に掲げる名称は、令和3年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の同日における区域によって示された地域
※ 赤字は、級地の変更がある市町村。(※なし:経過措置適用、※:完全囲まれルール適用、※※:4級地差ルール適用)
※ 括弧内は、現行(平成30年度から令和2年度までの間)の級地

各サービスの基本報酬

目次：各サービスの基本報酬

訪問介護	165
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	166
夜間対応型訪問介護	167
訪問入浴介護	168
訪問看護	169
訪問リハビリテーション	170
居宅療養管理指導	171
通所介護・地域密着型通所介護	172
療養通所介護	173
認知症対応型通所介護	174
通所リハビリテーション	175
短期入所生活介護	176
短期入所療養介護	177
小規模多機能型居宅介護	179
看護小規模多機能型居宅介護	180
居宅介護支援・介護予防支援	181
特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	182
認知症対応型共同生活介護	183
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	184
介護老人保健施設	185
介護療養型医療施設	186
介護医療院	187
新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価	188

訪問介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

< 現行 >

< 改定後 >

身体介護中心型 20分未満
20分以上30分未満
30分以上 1 時間未満
1 時間以上 1 時間30分未満
以降30分を増すごとに算定
生活援助加算※

166単位
249単位
395単位
577単位
83単位
66単位



167単位
250単位
396単位
579単位
84単位
67単位

生活援助中心型 20分以上45分未満
45分以上

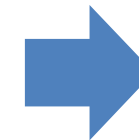
182単位
224単位



183単位
225単位

通院等乗降介助

98単位



99単位

※ 引き続き生活援助を行った場合の加算（20分から起算して25分ごとに加算、70分以上を限度）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1月あたり

< 現行 >

< 改定後 >

一体型事業所（訪問看護なし）

要介護1	5,680単位
要介護2	10,138単位
要介護3	16,833単位
要介護4	21,293単位
要介護5	25,752単位



5,697単位
10,168単位
16,883単位
21,357単位
25,829単位

一体型事業所（訪問看護あり）

要介護1	8,287単位
要介護2	12,946単位
要介護3	19,762単位
要介護4	24,361単位
要介護5	29,512単位



8,312単位
12,985単位
19,821単位
24,434単位
29,601単位

連携型事業所（訪問看護なし）

要介護1	5,680単位
要介護2	10,138単位
要介護3	16,833単位
要介護4	21,293単位
要介護5	25,752単位



5,697単位
10,168単位
16,883単位
21,357単位
25,829単位

夜間対応型訪問介護 基本報酬

単位数

	< 現行 >		< 改定後 >
夜間対応型訪問介護（Ⅰ）【定額】 + 【出来高】			
【定額】			
基本夜間対応型訪問介護費 （オペレーションサービス部分）	1,013単位／月	➡	1,025単位／月
【出来高】			
定期巡回サービス費 （訪問サービス部分）	379単位／回	➡	386単位／回
随時訪問サービス費（Ⅰ） （訪問サービス部分）	578単位／回		588単位／回
随時訪問サービス費（Ⅱ） （訪問サービス部分）	778単位／回		792単位／回
夜間対応型訪問介護（Ⅱ）【包括報酬】	2,751単位／月	➡	2,800単位／回

訪問入浴介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

< 現行 >

< 改定後 >

介護予防訪問入浴介護

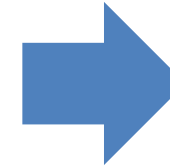
849単位

852単位

訪問入浴介護

1,256単位

1,260単位



訪問看護 基本報酬

単位数

○指定訪問看護ステーションの場合

- ・ 20分未満
- ・ 30分未満
- ・ 30分以上 1 時間未満
- ・ 1 時間以上 1 時間30分未満
- ・ 理学療法士、作業療法士
又は言語聴覚士の場合

訪問看護

< 現行 >		< 改定後 >
312単位		313単位
469単位		470単位
819単位		821単位
1,122単位		1,125単位
297単位		293単位
※ 1 日 3 回以上の場合は90/100		

介護予防訪問看護

< 現行 >		< 改定後 >
301単位		302単位
449単位		450単位
790単位		792単位
1,084単位		1,087単位
287単位		283単位
※ 1 日 3 回以上の場合は50/100		

○病院又は診療所の場合

- ・ 20分未満
- ・ 30分未満
- ・ 30分以上 1 時間未満
- ・ 1 時間以上 1 時間30分未満

< 現行 >		< 改定後 >
264単位		265単位
397単位		398単位
571単位		573単位
839単位		842単位

< 現行 >		< 改定後 >
254単位		255単位
380単位		381単位
550単位		552単位
810単位		812単位

○定期巡回・随時対応訪問 介護看護事業所と連携する場合 (1月につき)

< 現行 >		< 改定後 >
2,945単位		2,954単位

訪問リハビリテーション 基本報酬

単位数

○訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 292単位／回



<改定後>

基本報酬 307単位／回

○介護予防訪問リハビリテーション

<現行>

基本報酬 292単位／回



<改定後>

基本報酬 307単位／回

居宅療養管理指導 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1回あたり

※介護予防も同じ

○医師が行う場合

< 現行 >

< 改定後 >

(1) 居宅療養管理指導(Ⅰ) (Ⅱ以外の場合に算定)

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位



単一建物居住者が1人 514単位
単一建物居住者が2～9人 486単位
単一建物居住者が10人以上 445単位

(2) 居宅療養管理指導(Ⅱ) (在宅時医学総合管理料等を算定する 利用者を対象とする場合に算定)

単一建物居住者が1人 295単位
単一建物居住者が2～9人 285単位
単一建物居住者が10人以上 261単位



単一建物居住者が1人 298単位
単一建物居住者が2～9人 286単位
単一建物居住者が10人以上 259単位

○歯科医師が行う場合

< 現行 >

< 改定後 >

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位



単一建物居住者が1人 516単位
単一建物居住者が2～9人 486単位
単一建物居住者が10人以上 440単位

○薬剤師が行う場合

< 現行 >

< 改定後 >

(1) 病院又は診療所の薬剤師

単一建物居住者が1人 560単位
単一建物居住者が2～9人 415単位
単一建物居住者が10人以上 379単位



単一建物居住者が1人 565単位
単一建物居住者が2～9人 416単位
単一建物居住者が10人以上 379単位

(2) 薬局の薬剤師

単一建物居住者が1人 509単位
単一建物居住者が2～9人 377単位
単一建物居住者が10人以上 345単位



単一建物居住者が1人 517単位
単一建物居住者が2～9人 378単位
単一建物居住者が10人以上 341単位

○管理栄養士が行う場合

< 現行 >

< 改定後 >

(1) 当該事業所の管理栄養士

単一建物居住者が1人 539単位
単一建物居住者が2～9人 485単位
単一建物居住者が10人以上 444単位



単一建物居住者が1人 544単位
単一建物居住者が2～9人 486単位
単一建物居住者が10人以上 443単位

(2) 当該事業所以外の管理栄養士

(新設)

単一建物居住者が1人 524単位
単一建物居住者が2～9人 466単位
単一建物居住者が10人以上 423単位

○歯科衛生士が行う場合

< 現行 >

< 改定後 >

単一建物居住者が1人 356単位
単一建物居住者が2～9人 324単位
単一建物居住者が10人以上 296単位



単一建物居住者が1人 361単位
単一建物居住者が2～9人 325単位
単一建物居住者が10人以上 294単位

通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬

単位数

※ いずれも7時間以上8時間未満の場合

通常規模型

現行

改定後

要介護1	648単位
要介護2	765単位
要介護3	887単位
要介護4	1,008単位
要介護5	1,130単位



655単位
773単位
896単位
1,018単位
1,142単位

大規模型Ⅱ

現行

改定後

要介護1	598単位
要介護2	706単位
要介護3	818単位
要介護4	931単位
要介護5	1,043単位



604単位
713単位
826単位
941単位
1,054単位

大規模型Ⅰ

現行

改定後

要介護1	620単位
要介護2	733単位
要介護3	848単位
要介護4	965単位
要介護5	1,081単位



626単位
740単位
857単位
975単位
1,092単位

地域密着型

現行

改定後

要介護1	739単位
要介護2	873単位
要介護3	1,012単位
要介護4	1,150単位
要介護5	1,288単位



750単位
887単位
1,028単位
1,168単位
1,308単位

療養通所介護 基本報酬

単位数

○療養通所介護費

3 時間以上 6 時間未満
6 時間以上 8 時間未満

< 現行 >
(1 日につき)
1,012 単位
1,519 単位



< 改定後 >
(1 月につき)
12,691 単位

認知症対応型通所介護 基本報酬

単位数

※ いずれも7時間以上8時間未満の場合

単独型

	現行	改定後
要支援 1	856単位	859単位
要支援 2	956単位	959単位
要介護 1	989単位	992単位
要介護 2	1,097単位	1,100単位
要介護 3	1,204単位	1,208単位
要介護 4	1,312単位	1,316単位
要介護 5	1,420単位	1,424単位

併設型

	現行	改定後
要支援 1	769単位	771単位
要支援 2	859単位	862単位
要介護 1	889単位	892単位
要介護 2	984単位	987単位
要介護 3	1,081単位	1,084単位
要介護 4	1,177単位	1,181単位
要介護 5	1,272単位	1,276単位

共用型

	現行	改定後
要支援 1	482単位	483単位
要支援 2	510単位	512単位
要介護 1	520単位	522単位
要介護 2	539単位	541単位
要介護 3	557単位	559単位
要介護 4	575単位	577単位
要介護 5	595単位	597単位

通所リハビリテーション 基本報酬

単位数

○通所リハビリテーション

【例】要介護3、通常規模型の場合

<現行>

1時間以上2時間未満	390単位／回
2時間以上3時間未満	457単位／回
3時間以上4時間未満	599単位／回
4時間以上5時間未満	684単位／回
5時間以上6時間未満	803単位／回
6時間以上7時間未満	929単位／回
7時間以上8時間未満	993単位／回



<改定後>

1時間以上2時間未満	426単位／回
2時間以上3時間未満	494単位／回
3時間以上4時間未満	638単位／回
4時間以上5時間未満	725単位／回
5時間以上6時間未満	846単位／回
6時間以上7時間未満	974単位／回
7時間以上8時間未満	1,039単位／回

【例】要介護3、大規模の事業所（Ⅱ）の場合

<現行>

1時間以上2時間未満	375単位／回
2時間以上3時間未満	439単位／回
3時間以上4時間未満	576単位／回
4時間以上5時間未満	648単位／回
5時間以上6時間未満	750単位／回
6時間以上7時間未満	874単位／回
7時間以上8時間未満	927単位／回



<改定後>

1時間以上2時間未満	411単位／回
2時間以上3時間未満	477単位／回
3時間以上4時間未満	616単位／回
4時間以上5時間未満	689単位／回
5時間以上6時間未満	793単位／回
6時間以上7時間未満	919単位／回
7時間以上8時間未満	973単位／回

○介護予防通所リハビリテーション

<現行>

要支援1	1,721単位／月
要支援2	3,634単位／月



<改定後>

要支援1	2,053単位／月
要支援2	3,999単位／月

短期入所生活介護 基本報酬

単位数

※単位数はすべて1日あたり

単独型

現行

改定後

要支援 1	466単位
要支援 2	579単位
要介護 1	627単位
要介護 2	695単位
要介護 3	765単位
要介護 4	833単位
要介護 5	900単位



474単位
589単位
638単位
707単位
778単位
847単位
916単位

併設型

現行

改定後

要支援 1	438単位
要支援 2	545単位
要介護 1	586単位
要介護 2	654単位
要介護 3	724単位
要介護 4	792単位
要介護 5	859単位



446単位
555単位
596単位
665単位
737単位
806単位
874単位

単独型・ユニット型

現行

改定後

要支援 1	545単位
要支援 2	662単位
要介護 1	725単位
要介護 2	792単位
要介護 3	866単位
要介護 4	933単位
要介護 5	1,000単位



555単位
674単位
738単位
806単位
881単位
949単位
1,017単位

併設型・ユニット型

現行

改定後

要支援 1	514単位
要支援 2	638単位
要介護 1	684単位
要介護 2	751単位
要介護 3	824単位
要介護 4	892単位
要介護 5	959単位



523単位
649単位
696単位
764単位
838単位
908単位
976単位

短期入所療養介護(老健) 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	613単位		610単位
要支援 2	768単位		768単位
要介護 1	829単位		827単位
要介護 2	877単位		876単位
要介護 3	938単位		939単位
要介護 4	989単位		991単位
要介護 5	1,042単位		1,045単位



○介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	660単位		658単位
要支援 2	816単位		817単位
要介護 1	876単位		875単位
要介護 2	950単位		951単位
要介護 3	1,012単位		1,014単位
要介護 4	1,068単位		1,071単位
要介護 5	1,124単位		1,129単位



短期入所療養介護(病院) 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(v)(多床室)(療養機能強化型A)(看護6：1、介護4：1)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	614単位		626単位
要支援 2	769単位		784単位
要介護 1	831単位		849単位
要介護 2	939単位		960単位
要介護 3	1,173単位		1,199単位
要介護 4	1,272単位		1,300単位
要介護 5	1,361単位		1,391単位

○病院療養病床（介護予防）短期入所療養介護(Ⅰ)(vi)(多床室)(療養機能強化型B)(看護6：1、介護4：1)

	< 現行 >		< 改定後 >
要支援 1	602単位		614単位
要支援 2	757単位		772単位
要介護 1	819単位		837単位
要介護 2	926単位		946単位
要介護 3	1,156単位		1,181単位
要介護 4	1,253単位		1,280単位
要介護 5	1,341単位		1,370単位

小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数			
		< 現行 >	< 改定後 >
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援1	3,418単位	3,438単位
	要支援2	6,908単位	6,948単位
	要介護1	10,364単位	10,423単位
	要介護2	15,232単位	15,318単位
	要介護3	22,157単位	22,283単位
	要介護4	24,454単位	24,593単位
	要介護5	26,964単位	27,117単位
同一建物に居住する者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援1	3,080単位	3,098単位
	要支援2	6,224単位	6,260単位
	要介護1	9,338単位	9,391単位
	要介護2	13,724単位	13,802単位
	要介護3	19,963単位	20,076単位
	要介護4	22,033単位	22,158単位
	要介護5	24,295単位	24,433単位
短期利用の場合 (1日あたり)	要支援1	421単位	423単位
	要支援2	526単位	529単位
	要介護1	567単位	570単位
	要介護2	634単位	638単位
	要介護3	703単位	707単位
	要介護4	770単位	774単位
	要介護5	835単位	840単位

看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数

○看護小規模多機能型居宅介護費（1月につき）

（1）同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合

	< 現行 >		< 改定後 >
要介護 1	12,401単位		12,438単位
要介護 2	17,352単位		17,403単位
要介護 3	24,392単位		24,464単位
要介護 4	27,665単位		27,747単位
要介護 5	31,293単位		31,386単位

（2）同一建物に居住する者に対して行う場合

要介護 1	11,173単位		11,206単位
要介護 2	15,634単位		15,680単位
要介護 3	21,977単位		22,042単位
要介護 4	24,926単位		25,000単位
要介護 5	28,195単位		28,278単位

○短期利用居宅介護費（1日につき）

要介護 1	568単位		570単位
要介護 2	635単位		637単位
要介護 3	703単位		705単位
要介護 4	770単位		772単位
要介護 5	836単位		838単位

居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬

単位数

居宅介護支援費（Ⅰ）

- ・居宅介護支援費（Ⅱ）を算定していない事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分

	< 現行 >		< 改定後 >
(一)要介護1又2	1,057単位／月	➡	1,076単位／月
(二)要介護3、4又は5	1,373単位／月	➡	1,398単位／月

○居宅介護支援（ⅱ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、40以上60未満の部分

(一)要介護1又は2	529単位／月	➡	539単位／月
(二)要介護3、4又は5	686単位／月	➡	698単位／月

○居宅介護支援（ⅲ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が40以上である場合において、60以上の部分

(一)要介護1又は2	317単位／月	➡	323単位／月
(二)要介護3、4又は5	411単位／月	➡	418単位／月

居宅介護支援費（Ⅱ）【新区分】

- ・一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は事務職員の配置を行っている事業所

○居宅介護支援（ⅰ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45未満である場合又は45以上である場合において、45未満の部分

	< 現行 >		< 改定後 >
(一)要介護1又2	新規	➡	1,076単位／月
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	1,398単位／月

○居宅介護支援（ⅱ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、45以上60未満の部分

(一)要介護1又2	新規	➡	522単位／月
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	677単位／月

○居宅介護支援（ⅲ）

- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数が45以上である場合において、60以上の部分

(一)要介護1又は2	新規	➡	313単位／月
(二)要介護3、4又は5	新規	➡	406単位／月

介護予防支援費

< 現行 >
431単位／月



< 改定後 >
438単位／月

特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

○特定施設入居者生活介護の場合

要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

< 現行 >
536単位
602単位
671単位
735単位
804単位



< 改定後 >
538単位
604単位
674単位
738単位
807単位

○地域密着型特定施設入居者生活介護の場合

要介護1
要介護2
要介護3
要介護4
要介護5

< 現行 >
535単位
601単位
670単位
734単位
802単位



< 改定後 >
542単位
609単位
679単位
744単位
813単位

○介護予防特定施設入居者生活介護の場合

要支援1
要支援2

< 現行 >
181単位
310単位



< 改定後 >
182単位
311単位

認知症対応型共同生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

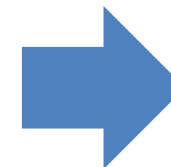
< 現行 >

< 改定後 >

【入居の場合】

1 ユニットの場合

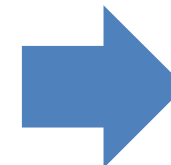
要支援 2	757単位
要介護 1	761単位
要介護 2	797単位
要介護 3	820単位
要介護 4	837単位
要介護 5	854単位



760単位
764単位
800単位
823単位
840単位
858単位

2 ユニット以上の場合

要支援 2	745単位
要介護 1	749単位
要介護 2	784単位
要介護 3	808単位
要介護 4	824単位
要介護 5	840単位

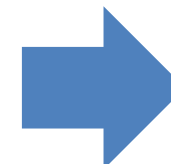


748単位
752単位
787単位
811単位
827単位
844単位

【短期利用の場合】

1 ユニットの場合

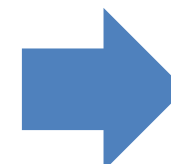
要支援 2	785単位
要介護 1	789単位
要介護 2	825単位
要介護 3	849単位
要介護 4	865単位
要介護 5	882単位



788単位
792単位
828単位
853単位
869単位
886単位

2 ユニット以上の場合

要支援 2	773単位
要介護 1	777単位
要介護 2	813単位
要介護 3	837単位
要介護 4	853単位
要介護 5	869単位



776単位
780単位
816単位
840単位
857単位
873単位

介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	< 現行 >		< 改定後 >
○介護福祉施設サービス費（従来型個室）			
要介護1	559単位		573単位
要介護2	627単位		641単位
要介護3	697単位		712単位
要介護4	765単位		780単位
要介護5	832単位		847単位
○ユニット型介護福祉施設サービス費（ユニット型個室）			
要介護1	638単位		652単位
要介護2	705単位		720単位
要介護3	778単位		793単位
要介護4	846単位		862単位
要介護5	913単位		929単位
○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（従来型個室）			
要介護1	567単位		582単位
要介護2	636単位		651単位
要介護3	706単位		722単位
要介護4	776単位		792単位
要介護5	843単位		860単位
○ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費（ユニット型個室）			
要介護1	646単位		661単位
要介護2	714単位		730単位
要介護3	787単位		803単位
要介護4	857単位		874単位
要介護5	925単位		942単位

介護老人保健施設 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	< 現行 >		< 改定後 >
○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iii)(多床室)(基本型)			
要介護1	775単位		788単位
要介護2	823単位		836単位
要介護3	884単位		898単位
要介護4	935単位		949単位
要介護5	989単位		1,003単位
○介護保健施設サービス費(Ⅰ)(iv)(多床室)(在宅強化型)			
要介護1	822単位		836単位
要介護2	896単位		910単位
要介護3	959単位		974単位
要介護4	1,015単位		1,030単位
要介護5	1,070単位		1,085単位
○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)(基本型)			
要介護1	781単位		796単位
要介護2	826単位		841単位
要介護3	888単位		903単位
要介護4	941単位		956単位
要介護5	993単位		1,009単位
○ユニット型介護保健施設サービス費(Ⅰ)(ii)(ユニット型個室)(在宅強化型)			
要介護1	826単位		841単位
要介護2	900単位		915単位
要介護3	962単位		978単位
要介護4	1,019単位		1,035単位
要介護5	1,074単位		1,090単位

介護療養型医療施設 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	< 現行 >		< 改定後 >
○療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(iv)(多床室)(療養機能強化型 A)(看護6：1、介護4：1)			
要介護 1	783単位		717単位
要介護 2	891単位		815単位
要介護 3	1,126単位	→	1,026単位
要介護 4	1,225単位		1,117単位
要介護 5	1,315単位		1,198単位
○療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ)(iv)(多床室)(療養機能強化型 B)(看護6：1、介護4：1)			
要介護 1	770単位		705単位
要介護 2	878単位		803単位
要介護 3	1,108単位	→	1,010単位
要介護 4	1,206単位		1,099単位
要介護 5	1,295単位		1,180単位
○ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(ユニット型個室)(療養機能強化型 A)			
要介護 1	800単位		732単位
要介護 2	908単位		830単位
要介護 3	1,143単位	→	1,042単位
要介護 4	1,242単位		1,132単位
要介護 5	1,332単位		1,213単位
○ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ)(ユニット型個室)(療養機能強化型 B)			
要介護 1	790単位		723単位
要介護 2	896単位		819単位
要介護 3	1,128単位	→	1,028単位
要介護 4	1,225単位		1,117単位
要介護 5	1,314単位		1,197単位

介護医療院 基本報酬

単位数

※以下の単位数はすべて1日あたり

	< 現行 >		< 改定後 >
○Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)			
要介護1	808単位		825単位
要介護2	916単位		934単位
要介護3	1,151単位		1,171単位
要介護4	1,250単位		1,271単位
要介護5	1,340単位		1,362単位
○Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(ii)(多床室)			
要介護1	762単位		779単位
要介護2	857単位		875単位
要介護3	1,062単位		1,082単位
要介護4	1,150単位		1,170単位
要介護5	1,228単位		1,249単位
○ユニット型Ⅰ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)			
要介護1	825単位		842単位
要介護2	933単位		951単位
要介護3	1,168単位		1,188単位
要介護4	1,267単位		1,288単位
要介護5	1,357単位		1,379単位
○ユニット型Ⅱ型介護医療院サービス費(Ⅰ)(i)(ユニット型個室)			
要介護1	824単位		841単位
要介護2	924単位		942単位
要介護3	1,142単位		1,162単位
要介護4	1,234単位		1,255単位
要介護5	1,318単位		1,340単位

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

概要

- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、全てのサービスについて、令和3年9月末までの間、基本報酬に0.1%上乗せする。

各サービスの改定事項(再掲)

各改定事項について、介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★を付記している。

目次：各サービスの改定事項(再掲)

全サービス共通	192
1. 訪問系サービス	
(1) 訪問介護	193
(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	194
(3) 夜間対応型訪問介護	195
(4) 訪問入浴介護	196
(5) 訪問看護	197
(6) 訪問リハビリテーション	198
(7) 居宅療養管理指導	199
2. 通所系サービス	
(1) 通所介護・地域密着型通所介護	200
(2) 療養通所介護	201
(3) 認知症対応型通所介護	202
(4) 通所リハビリテーション	203
3. 短期入所系サービス	
(1) 短期入所生活介護	204
(2) 短期入所療養介護	205
4. 多機能系サービス	
(1) 小規模多機能型居宅介護	206
(2) 看護小規模多機能型居宅介護	207

目次：各サービスの改定事項(再掲)

5. 福祉用具貸与	208
6. 居宅介護支援	209
7. 居住系サービス	
(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護	210
(2) 認知症対応型共同生活介護	211
8. 施設系サービス	
(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	212
(2) 介護老人保健施設	214
(3) 介護療養型医療施設	216
(4) 介護医療院	218

改定事項

- ① 1(1)①感染症対策の強化★
- ② 1(1)②業務継続に向けた取組の強化★
- ③ 3(2)①CHASE・VISIT情報の収集・活用とPDCAサイクルの推進★
- ④ 4(1)⑥人員配置基準における両立支援への配慮★
- ⑤ 4(1)⑦ハラスメント対策の強化★
- ⑥ 4(2)④会議や多職種連携におけるICTの活用★
- ⑦ 4(3)①利用者への説明・同意等に係る見直し★
- ⑧ 4(3)②員数の記載や変更届出の明確化★
- ⑨ 4(3)③記録の保存等に係る見直し★
- ⑩ 4(3)④運営規程等の掲示に係る見直し★
- ⑪ 6②高齢者虐待防止の推進★
- ⑫ 6④地域区分★

1.(1) 訪問介護

改定事項

- 訪問介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(2)⑦訪問介護における看取り期の対応の評価
- ④ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑥ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑦ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑧ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑨ 4(1)④特定事業所加算の見直し
- ⑩ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

1.(2) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

改定事項

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ④ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑤ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑥ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑦ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑧ 4(2)⑦人員配置要件の明確化
- ⑨ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

1.(3) 夜間対応型訪問介護

改定事項

- 夜間対応型訪問介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ④ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑤ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑥ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑦ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑧ 4(2)⑦人員配置要件の明確化
- ⑨ 4(2)⑧オペレーターの配置基準等の緩和
- ⑩ 5(1)②夜間対応型訪問介護の基本報酬の見直し
- ⑪ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑫ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保

1.(4) 訪問入浴介護

改定事項

- 訪問入浴介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ④ 2(4)②訪問入浴介護の報酬の見直し★
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑥ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑦ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑧ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑨ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑩ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

1.(5) 訪問看護

改定事項

- 訪問看護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(4)③退院当日の訪問看護★
- ③ 2(4)④看護体制強化加算の見直し★
- ④ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑤ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑥ 5(1)③訪問看護の機能強化★
- ⑦ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

1.(6) 訪問リハビリテーション

改定事項

- 訪問リハビリテーション 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ③ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ④ 3(1)②リハビリテーションマネジメント加算の見直し★
- ⑤ 3(1)④退院・退所直後のリハビリテーションの充実★
- ⑥ 3(1)⑤社会参加支援加算の見直し
- ⑦ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑧ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑨ 5(1)④長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化(予防のみ)
- ⑩ 5(1)⑤事業所医師が診療しない場合の減算(未実施減算)の強化★
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

1.(7) 居宅療養管理指導

改定事項

- 居宅療養管理指導 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(3)①基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進★
- ② 2(3)②医師・歯科医師から介護支援専門員への情報提供の充実★
- ③ 2(3)③外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の評価★
- ④ 2(3)④歯科衛生士等による居宅療養管理指導の充実★
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑥ 4(2)⑤薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価★
- ⑦ 5(1)⑥居宅療養管理指導における通院が困難なものの取扱いの明確化★
- ⑧ 5(1)⑦居宅療養管理指導の居住場所に応じた評価の見直し★
- ⑨ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

2.(1) 通所介護・地域密着型通所介護

改定事項

- 通所介護・地域密着型通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- ③ 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ④ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ⑤ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑥ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑦ 2(4)⑥通所介護における地域等との連携の強化(通所介護のみ)
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑨通所介護における個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し
- ⑭ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑮ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑯ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑰ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑱ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑲ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑳ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ㉑ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ㉒ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保(通所介護のみ)

2.(2) 療養通所介護

改定事項

- 療養通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し
- ⑤ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑥ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑦ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑧ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑨ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑩ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑪ 4(2)⑥療養通所介護の利用者の状態確認におけるICTの活用
- ⑫ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑬ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑭ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑮ 5(2)①療養通所介護の報酬体系の見直し

2.(3) 認知症対応型通所介護

改定事項

- 認知症対応型通所介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑩ 3(1)⑩通所介護等の入浴介助加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑫ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実★
- ⑬ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置★
- ⑱ 4(2)⑬管理者の配置基準の緩和★
- ⑲ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

2.(4) 通所リハビリテーション

改定事項

- 通所リハビリテーション 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 1(1)④通所介護等の事業所規模別の報酬等に関する対応
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑦ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑧ 3(1)②リハビリテーションマネジメント加算の見直し★
- ⑨ 3(1)⑤社会参加支援加算の見直し
- ⑩ 3(1)⑥生活行為向上リハビリテーション実施加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑫ 3(1)⑪通所リハビリテーションの入浴介助加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑭ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実★
- ⑮ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑯ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑰ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑱ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- ⑲ 5(1)④長期期間利用の介護予防リハビリテーションの適正化(予防のみ)
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ㉑ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

3.(1) 短期入所生活介護

改定事項

- 短期入所生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑥ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑦リハビリテーション計画書と個別機能訓練計画書の書式の見直し★
- ⑩ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑪ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑫ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑬ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑭ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し★
- ⑮ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和★
- ⑯ 4(2)⑫看護職員の配置基準の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し★

3.(2) 短期入所療養介護

改定事項

- 短期入所療養介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)④介護医療院等における看取りへの対応の充実(介護老人保健施設によるものを除く)
- ⑦ 2(3)⑤短期入所療養介護における医学的管理の評価の充実★
- ⑧ 2(4)①訪問介護における通院等乗降介助の見直し★
- ⑨ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑩ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し★
- ⑪ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑫ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑬ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★
- ⑱ 6③基準費用額の見直し

4.(1) 小規模多機能型居宅介護

改定事項

- 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設★
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ④ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑤ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保★
- ⑥ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実★
- ⑦ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実★
- ⑧ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保★
- ⑨ 2(7)④地域の特性に応じた小規模多機能型居宅介護の確保★
- ⑩ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑪ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑫ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑬ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置★
- ⑱ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し★
- ⑲ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化★
- ⑳ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

4.(2) 看護小規模多機能型居宅介護

改定事項

- 看護小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(1)③多機能系サービスにおける認知症行動・心理症状緊急対応加算の創設
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ④ 2(2)⑧通所困難な利用者の入浴機会の確保
- ⑤ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実
- ⑥ 2(7)①離島や中山間地域等におけるサービスの充実
- ⑦ 2(7)③過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ⑧ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑨ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑩ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実
- ⑪ 3(1)⑱通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑫ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑬ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑰ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置
- ⑱ 5(1)①同一建物減算適用時等の区分支給限度基準額の計算方法の適正化
- ⑲ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止

5. 福祉用具貸与

改定事項

- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ② 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ③ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保★

6. 居宅介護支援・介護予防支援

改定事項

- 居宅介護支援・介護予防支援 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ② 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ③ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ④ 2(6)①質の高いケアマネジメントの推進(特定事業所加算の見直し等)
- ⑤ 2(6)②逡減制の見直し
- ⑥ 2(6)③医療機関との情報連携の強化
- ⑦ 2(6)④看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価
- ⑧ 2(6)⑤介護予防支援の充実(予防のみ)
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保
- ⑩ 5(1)⑪生活援助の訪問回数が多い利用者等のケアプランの検証
- ⑪ 5(1)⑫サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保
- ⑫ 5(2)②居宅介護支援における(看護)小規模多機能型居宅介護事業所連携加算の廃止★

7.(1) 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護

改定事項

- 特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化★
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)⑤介護付きホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑧ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑨ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑩ 3(1)⑫介護付きホームにおける個別機能訓練加算の見直し★
- ⑪ 3(1)⑰通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑫ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ⑬ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑭ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑮ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑯ 4(1)⑤介護付きホームの入居継続支援加算の見直し
- ⑰ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進★
- ⑱ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

7.(2) 認知症対応型共同生活介護

改定事項

- 認知症対応型共同生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し★
- ② 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進★
- ③ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ★
- ④ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑤ 2(2)⑥認知症グループホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑥ 2(3)⑥認知症グループホームにおける医療ニーズへの対応強化
- ⑦ 2(4)⑤緊急時の宿泊ニーズへの対応の充実★
- ⑧ 2(7)②地域の特性に応じた認知症グループホームの確保★
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保★
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進★
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し★
- ⑫ 3(1)⑪通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実★
- ⑬ 3(1)⑲認知症グループホームにおける栄養改善の推進★
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し★
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し★
- ⑯ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し★
- ⑰ 4(2)⑨認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し★
- ⑱ 4(2)⑩管理者交代時の研修の修了猶予措置★
- ⑲ 4(2)⑭外部評価に係る運営推進会議の活用★
- ⑳ 4(2)⑮計画作成担当者の配置基準の緩和★
- ㉑ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止★

8. (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

改定事項

- 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)②特別養護老人ホームにおける看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑧ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑨ 2(7)⑤特例居宅介護サービス費による地域の実情に応じたサービス提供の確保(※地密のみ)
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑪ 3(1)⑧生活機能向上連携加算の見直し
- ⑫ 3(1)⑬特別養護老人ホームにおける個別機能訓練加算の見直し
- ⑬ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑭ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑮ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化

8.(1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

改定事項

- ①⑥ 3(2)④ADL維持等加算の見直し
- ①⑦ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ①⑧ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ①⑨ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ②⑩ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ②⑪ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ②⑫ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ②⑬ 4(2)①見守り機器等を導入した場合の夜勤職員配置加算の見直し
- ②⑭ 4(2)②見守り機器等を導入した場合の夜間における人員配置基準の緩和
- ②⑮ 4(2)③テクノロジーの活用によるサービスの質の向上や業務効率化の推進
- ②⑯ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ②⑰ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ②⑱ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ②⑲ 6③基準費用額の見直し

8.(2) 介護老人保健施設

改定事項

- 介護老人保健施設 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)③介護老人保健施設における看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(3)⑦退所前連携加算の見直し
- ⑧ 2(3)⑧所定疾患施設療養費の見直し
- ⑨ 2(3)⑨かかりつけ医連携薬剤調整加算の見直し
- ⑩ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑪ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑫ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑬ 3(1)③リハビリテーションマネジメント等の見直し
- ⑭ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑮ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

8.(2) 介護老人保健施設

改定事項

- ⑬ 3(1)⑬多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑭ 3(2)⑤介護老人保健施設における在宅復帰・在宅療養支援機能の評価の充実
- ⑮ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ⑯ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ⑰ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ⑱ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑲ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ㉑ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ㉒ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ㉓ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ㉔ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ㉕ 6③基準費用額の見直し

8.(3) 介護療養型医療施設

改定事項

- 介護療養型医療施設 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)④介護医療院等における看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(3)⑬介護療養型医療施設の円滑な移行
- ⑧ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑨ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑩ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑪ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑫ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実
- ⑬ 3(1)⑯多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ⑭ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ⑮ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し

8.(3) 介護療養型医療施設

改定事項

- ⑩ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ⑪ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ⑫ 5(1)⑧介護療養型医療施設の基本報酬の見直し
- ⑬ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ⑭ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ⑮ 6③基準費用額の見直し

8.(4) 介護医療院

改定事項

- 介護医療院 基本報酬
- 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価
- ① 1(1)③災害への地域と連携した対応の強化
- ② 2(1)①認知症専門ケア加算等の見直し
- ③ 2(1)②認知症に係る取組の情報公表の推進
- ④ 2(1)④認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ⑤ 2(2)①看取り期における本人の意思に沿ったケアの充実
- ⑥ 2(2)④介護医療院等における看取りへの対応の充実
- ⑦ 2(3)⑩有床診療所から介護医療院への移行促進
- ⑧ 2(3)⑪長期療養・生活施設の機能の強化
- ⑨ 2(3)⑫介護医療院の薬剤指導管理の見直し
- ⑩ 2(4)⑦退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具専門相談員等の参画促進
- ⑪ 2(5)①個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し
- ⑫ 3(1)①リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養の取組の一体的な推進
- ⑬ 3(1)③リハビリテーションマネジメント等の見直し
- ⑭ 3(1)⑭施設系サービスにおける口腔衛生管理の強化
- ⑮ 3(1)⑮施設系サービスにおける栄養ケア・マネジメントの充実

8.(4) 介護医療院

改定事項

- ①⑥ 3(1)①⑥多職種連携における管理栄養士の関与の強化
- ①⑦ 3(3)①寝たきり予防・重度化防止のためのマネジメントの推進
- ①⑧ 3(3)②褥瘡マネジメント加算等の見直し
- ①⑨ 3(3)③排せつ支援加算の見直し
- ②⑩ 4(1)①処遇改善加算の職場環境等要件の見直し
- ②⑪ 4(1)②介護職員等特定処遇改善加算の見直し
- ②⑫ 4(1)③サービス提供体制強化加算の見直し
- ②⑬ 4(2)⑪介護老人福祉施設等の人員配置基準の見直し
- ②⑭ 5(1)⑨介護医療院の移行定着支援加算の廃止
- ②⑮ 5(1)⑩介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び(Ⅴ)の廃止
- ②⑯ 6①介護保険施設におけるリスクマネジメントの強化
- ②⑰ 6③基準費用額の見直し